

みなべ町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	12,328	10,764,293	619,587	1,268,002	11.8	11.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

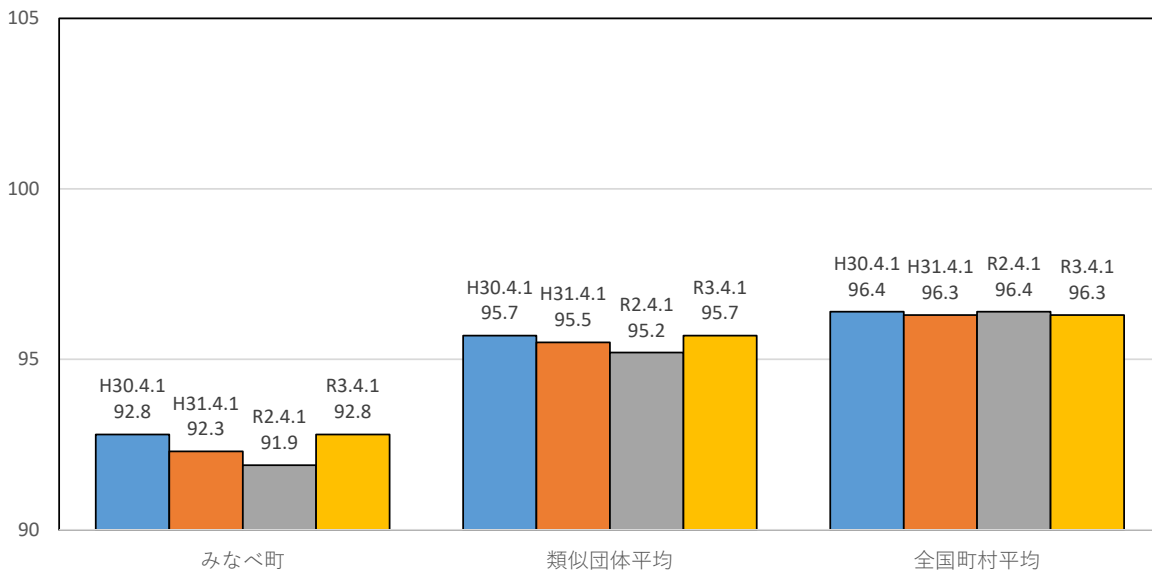
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	117	372,495	41,829	148,270	562,594	4,808	3,997

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し	実施
改定実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給料法について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。 激変緩和のため、3年間経過措置を実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
みなべ町	41.8 歳	302,000 円	343,200 円	382,500 円
和歌山県	43.2 歳	324,048 円	414,707 円	363,010 円
国	43 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.4 歳	300,680 円	348,369 円	326,102 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
みなべ町	52 歳	2 人	251,100 円	258,700 円	251,100 円	-	-	-	-
うち調理員	52 歳	2 人	251,100 円	258,700 円	251,100 円	飲食物調理従事者	44.3 歳	242,100 円	1.07
和歌山県	57.7 歳	26 人	329,235 円	352,636 円	345,645 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2201 人	286,947 円	-	328,603 円	-	-	-	-
類似団体	50.4 歳	7 人	276,966 円	298,350 円	288,025 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
みなべ町	-	-	-
うち調理員	4,200,900 円	3,241,100 円	1.30

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致して
 いるものではない。
 ※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、
 公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加え
 た試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	みなべ町	和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	-	152,700 円	-
	中学卒	-	139,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	242,900円	343,000円	343,000円	372,100円
	高校卒	202,400円	319,000円	332,300円	357,000円
技能労務職	高校卒		251,100円	251,100円	
	中学卒				

(注)1 該当する職員がない場合は、近似の階層を選んで記載しています。

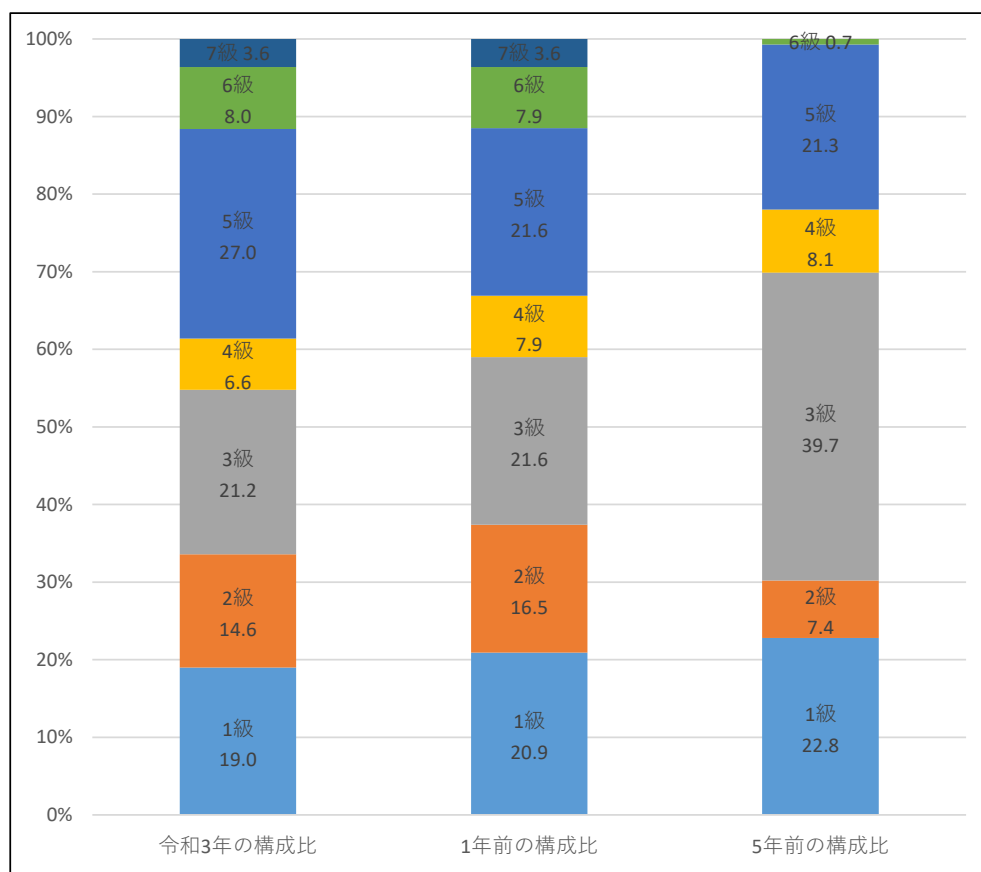
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

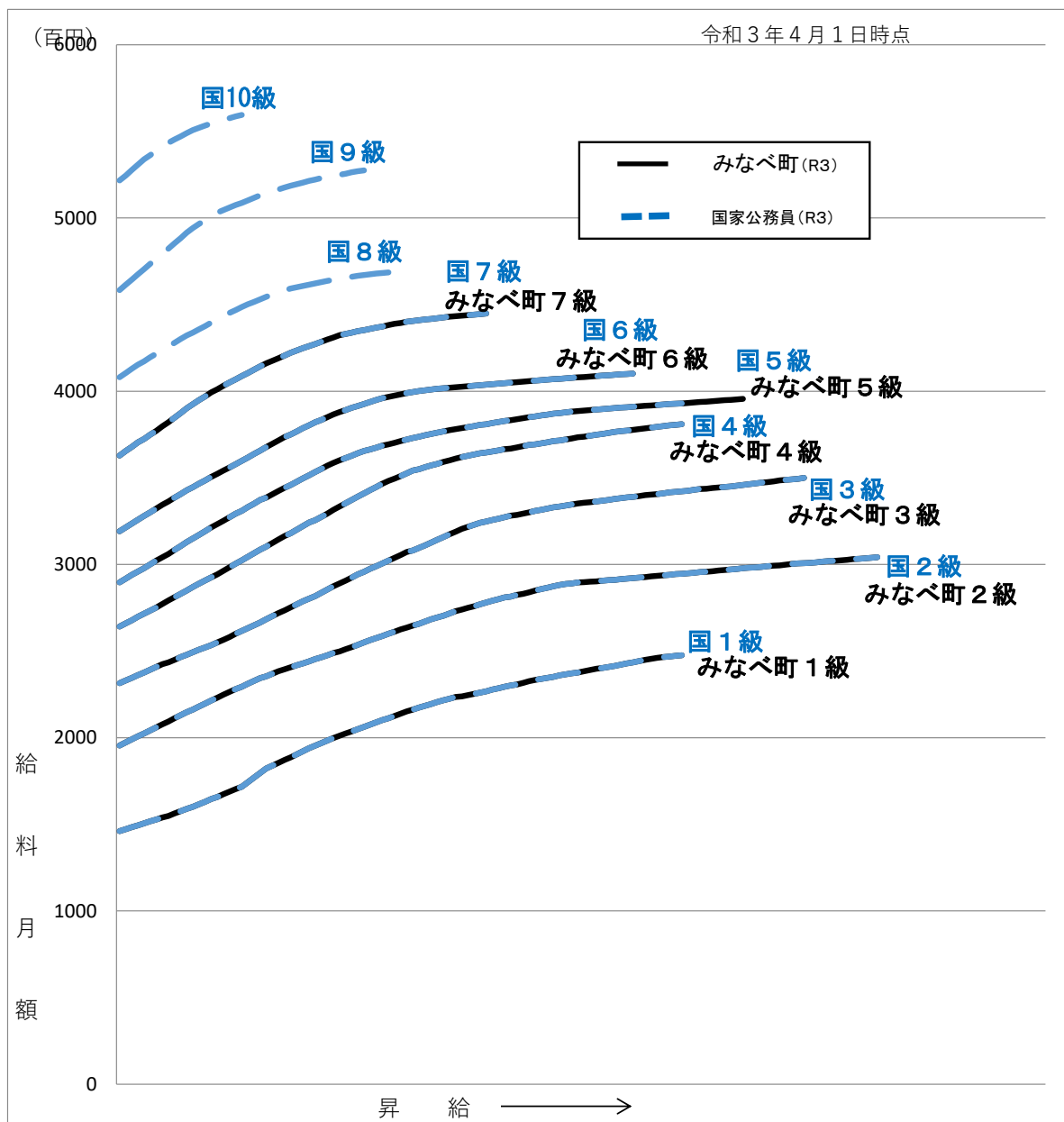
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	26 人	19 %	146,100 円	247,600 円
2級	主事	20 人	14.6 %	195,500 円	304,200 円
3級	係長、主任	29 人	21.2 %	231,500 円	350,000 円
4級	主幹、課長補佐	9 人	6.6 %	264,200 円	381,000 円
5級	副課長	37 人	27 %	289,700 円	393,000 円
6級	課長	11 人	8 %	319,200 円	410,200 円
7級	参事	5 人	3.6 %	362,900 円	444,900 円

(注)1 みなべ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の区分のみ		○		○
ロ	人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

みなべ町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,435 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,641 千円	-
(2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(みなべ町)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

みなべ町	国	
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20% (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 1,837 千円	勸奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45% (退職時特別昇給 無)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)	156 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	156 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	6 %	1 人	6 %

(4)特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績	(令和2年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和2年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和2年度)	0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症等防疫作業手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員	感染症等防疫作業	0 千円	1日 1,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績	(2年度決算)	13,767 千円
職員1人当たり平均支給年額	(2年度決算)	140 千円
支給実績	(元年度決算)	15,510 千円
職員1人当たり平均支給年額	(元年度決算)	165 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(6)その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (※満16歳から満22歳までの未就労の子 5,000円加算) ・父母等 6,500円	同		14,115 千円	220,547 円
住宅手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃に応じ支給。最高限度額28,000円。	同		3,530 千円	220,625 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。交通用具使用者には、片道2km以上である時、2,000円に、その超える距離1km毎に800円を加算した額を支給。支給限度額26,000円。	異		7,927 千円	76,961 円
管理職手当	参事級 40,000円 課長級 38,000円 副課長級 34,000円 主幹級 25,000円	異		15,540 千円	345,333 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分			給料月額等		
給料	町	長	720,000 円	(- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 847,000 円 / 556,500 円
		副町長	530,000 円	(- 円)	679,000 円 / 514,400 円
報酬	議	長	280,000 円	(- 円)	331,000 円 / 252,000 円
		副議長	220,000 円	(- 円)	262,000 円 / 193,000 円
		議員	200,000 円	(- 円)	240,000 円 / 172,000 円
期末手当	町	長	(令和2年度支給割合) 2.500 月分		
		副町長	(令和2年度支給割合) 2.500 月分		
退職手当	町	長	(算定方法) 720 千円 × 在職月数 × 0.433	(1期の手当額) 14,964,480 円	(支給時期) 任期毎
		副町長	590 千円 × 在職月数 × 0.258	7,306,560 円	任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年	主な増減理由	
		令和2年	令和3年	増減数		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	22	20	△ 2	
		税 務	8	8	0	
		民 生	28	27	△ 1	
		衛 生	7	7	0	
		労 働			0	
		農 林 水 産	19	19	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	8	8	0	
	計		96	93	-3	
	教育部門	23	24	1		
	消防部門			0		
	小 計	119	117	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.91人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 121.29人	
公営企業等会計部門	水 道	6	6	0		
	下 水	5	5	0		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	20	20	0		
合 計		139 [178]	137 [178]	-2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.13人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	10人	13人	14人	12人	8人	14人	22人	18人	12人	13人	1人	137人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	28年	29年	30年	元年	2年	3年	
一般行政	96	94	92	95	96	93	-3 (-3.1%)
教育	20	21	24	23	23	24	4 (20.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	116	115	116	118	119	117	1 (0.9%)
公営企業等会計計	20	19	21	20	20	20	0 (0.0%)
総合計	136	134	137	138	139	137	1 (0.7%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) みなべ町水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)元年度の 総費用に占める職員 給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
2年度	300,263	23,718	36,985	12.3	25.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	6	23,283	4,093	9,609	36,985	6,164

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
みなべ町水道事業	44.0 歳	323,375 円	513,680 円
団体平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

みなべ町水道事業				みなべ町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(2年度)				1人当たり平均支給額(2年度)			
1,601 千円				1,435 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分	1.90 月分	2.50 月分	1.90 月分	2.50 月分	1.90 月分	2.50 月分	1.90 月分
(1.45 月分)	(0.90 月分)	(1.45 月分)	(0.90 月分)	(1.45 月分)	(0.90 月分)	(1.45 月分)	(0.90 月分)
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

みなべ町水道事業			みなべ町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2%~20%		定年前早期退職特例措置	2%~20%	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	1,837 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績	(2年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(2年度決算)	0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	0 %	0 人	%

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績	(令和2年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和2年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和2年度)	0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症等防疫作業手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員	感染症等防疫作業	0 千円	1日 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績	(2年度決算)	990 千円
職員1人当たり平均支給年額	(2年度決算)	248 千円
支給実績	(元年度決算)	645 千円
職員1人当たり平均支給年額	(元年度決算)	161 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (※満16歳から満22歳までの未就労の子 5,000円加算) ・父母等 6,500円	同		1,206 千円	241,200 円
住宅手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃に応じ支給。最高限度額28,000円。	同		-	0 円
通勤手当	交通機関利用者には、その運賃等相当額を支給。交通用具使用者には、片道2km以上である時、2,000円に、その超える距離1km毎に800円を加算した額を支給。支給限度額26,000円。	同		417 千円	83,400 円
管理職手当	参事級 40,000円 課長級 38,000円 副課長級 34,000円 主幹級 25,000円	同		864 千円	432,000 円